

島根県立大学 よさこい橙蘭 規約

(名称)

第1条 本団体はよさこい橙蘭と総称する

(目的)

第2条 本団体は、島根県立大学生によって組織され、島根県西部地方の祭りや、行事に参加、またライオンズクラブと共に奉仕活動に従事することで、島根県民・浜田市民との交流を促進することを目的とする。また、県外のよさこい祭りに参加し、賞を取る事を目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月末日に終了するものとする

(会費)

第4条 会費は、年額10,000円とし、新年度4月1日から6月末日までの期間に徴収することとする。ただし、毎度途中に加入した者は、入会后1ヶ月以内に納入することとする。

(役員、任期)

第5条 役員、任期について以下のように定める。1、本団体は、団長1名、副団長2名、会計1名、事務1名、(以下、役員)その元に団員を置く。ただし、副団長の人数は団長が認めた場合は、その限りでない。

- 1) 団長は、本団体を代表し、本団体に関するすべての事項の責任を負う。
- 2) 副団長は、団長を補佐し、団長が上項責務を全うできない場合、その責務を代行する
- 3) 1、会計は、会計事務を遂行する。2、団長は団員から選出され前年度団長の指名を受け前年度副団長2名の賛成を得て、任命する。副団長は、団長が指名、任命する。3、各役員の任期は1年とし、年度末の定例役員会議において改選する。ただし、再任を妨げない。団員の任期も1年とする。

(組織)

第6条 代表 —— 副代表 —— 団員

—— 会計 ——

—— 事務 ——

(会議、決議)

第7条 会議、決議について、以下のように定める。

- 1、 会議は、定例役員会議と、団員会議を基本とし、緊急の議題があるときに限り、緊急役員会議を開くこととする。
- 2、 定例役員会議と緊急役員会議においての決定事項を、団員会議による過半数の賛成を得ることにより、本団体の決議決定とする。

(規約遵守義務)

第8条 団員は本規約を遵守しなければならない。

(書類保管義務)

第 9 条 橙蘭役員は、橙蘭における活動記録等、活動によって作成した書類を保管しなければならない。

(承認)

第 10 条 本規約の承認は、団員の 3 分の 2 以上の賛成を得た後、代表者が承認を行い、その効果を生ずる。

(改廃)

第 11 条 本規約は、本規約を改廃する場合は、団員の 2 分の 1 以上が本規約の改廃に賛成した場合、改廃に関する団員会議を開催し、3 分の 2 以上の承認を持って改廃を行う。

附則

この規約は平成 20 年 6 月 23 日から適用する。

この規約の一部を改正し、和 7 年 5 月 16 日から適用する。